

高知県東部受入環境整備事業費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般旅行及び教育旅行の受入れ拡大並びに体験型観光による観光消費の拡大を目的とした受入環境整備のため、高知県東部受入環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 地域が主体となって行う体験型商品のモニターツアーを支援し、一般旅行及び教育旅行の受入れ拡大並びに体験型観光による観光消費の拡大に必要な受入環境整備を補助目的とし、次条に規定する補助対象団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体(以下、「補助対象団体」という。)は、一般社団法人高知県東部観光協議会(以下「協議会」という。)を構成する市町村内に所在する、以下の実行委員会もしくは団体とする。なお、営利企業や商工会議所等については、審査のうえ補助対象とすることがある。

- (1) 協議会を構成する市町村単独若しくは複数の市町村又は当該市町村で組織する実行委員会
- (2) 協議会を構成する市町村を基盤として活動している公共的団体又は体験型観光を実施及び促進している団体

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、体験型観光の受入れ拡大及び観光消費の拡大を促進するためのモニターツアーとし、その補助対象経費は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助事業に対する補助金の額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において協議会代表理事(以下「代表理事」)が必要と認める額とする。

(交付申請書及び実施計画書の提出)

第6条 補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)及び実施計画書(様式第2号)を代表理事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 代表理事は、前条の規定による交付申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を交付決定通知書(様式第3号)により補助対象団体に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、代表理事は、補助対象団体となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下

「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助の条件)

第8条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助対象団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第4号)を代表理事に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、協議会の契約手続きの取扱いに準じて行わなければならない。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って効率的な運用を図らなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ変更申請書(様式第5号)を代表理事に提出し、交付決定内容変更承認通知書(様式第6号)により、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者又は公共的団体等の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (4) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(補助金の概算払)

第10条 補助対象団体は、補助金交付決定額の9割に相当する額を限度として、概算払請求書(様式第7号)により請求することができる。

(実績報告)

第11条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付し代表理事に提出しなければならない。

- (1) 収入及び支出に関する証拠書類の写し
- (2) 写真等補助事業の内容がわかる資料

2 補助対象団体は、事業実施年度の翌年度に補助事業に対する成果を具体的な数値等を交えた事業報告書(様式第9号)を代表理事に提出しなければならない。

(補助金の請求等)

第 12 条 補助事業が完了した補助対象団体は、交付請求書（様式第 10 号）により補助金を代表理事に請求するものとする。

2 代表理事は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは補助金を交付する。

(補助金の精算請求)

第 13 条 第 10 条の規定により概算払を受けた補助対象団体が精算請求をしようとするときは、精算請求書（様式第 11 号）を代表理事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 14 条 代表理事は、必要があると認めるときは、補助対象団体に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(委任等)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条及び第 5 条関係)

区 分	内 容
補助対象経費	体験料 報償費 賃金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 広告宣伝費 使用料及び賃借料 委託費 その他代表理事が特に必要と認める経費
補助限度額	補助事業者 1 団体当たり 200,000 円
備 考	補助対象経費の限度額については、協議会の予算の範囲内において申請内容を精査し、増減額する場合がある。なお、1 千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。